

全体説明

令和5年4月
栃木県保健福祉部感染症対策課



コロナ・新ステージへの取組

～県民の命と健康を守ることを最優先に、
5類感染症となるコロナへの対応の見直しを段階的に進めていく～

- ◆ 適切な情報提供等により自主的な感染対策を促進
- ◆ 身近な医療機関で県民が必要な医療が受けられる体制を構築
- ◆ 高齢者施設等への支援を継続
- ◆ 円滑な移行に向けて丁寧な説明や必要な情報提供を実施
- ◆ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持

位置づけの変更に伴う本県における主な政策・措置の見直し(医療機関向け)

新型インフルエンザ等感染症

令和5年5月7日

5月8日

5類感染症へ

入院措置などの行政の強い関与
限られた医療機関による特別な対応

幅広い医療機関による自律的な通常の対応

5類感染症
変更前まで
実 施

- ・全数把握(管轄保健所への発生届・日次報告)
- ・発生届対象者に対する保健所での健康観察
- ・健康フォローアップセンターにおける自宅療養者支援
(配食サービス、パルスオキシメーターの貸出)
- ・医療機関における陽性者へのリーフレット配布
- ・無料検査、検査キット配布センター(R5.3.31終了)
- ・健康フォローアップセンターにおける陽性登録・あんしん受付
- ・医療機関との行政検査委託契約・検査費用の公費負担
- ・外来診療における公費支援
- ・宿泊療養施設
- ・入院調整(行政による調整)
- ・感染症法に基づく移送

→ 定点医療機関(76か所)によるサーベイランス(週1回公表)

→ 新型コロナウイルス感染症治療薬(一部)の薬剤費は公費支援

→ 医療機関間による調整(原則)

5類感染症
変更後も
当面の間
実施

相談体制

コロナ総合相談コールセンターとして継続(受診先の相談、ワクチン接種・後遺症等に関する相談)

検査・診療体制
入院医療提供体制

- ・新型コロナ患者を受け入れる外来医療機関の拡充→設備整備(PPE)等に対する支援
- ・**診療・検査医療機関**(5/8からは「**外来対応医療機関**」)の指定及び公表等
- ・入院医療費の自己負担軽減(一部公費支援)
- ・G-MIS(医療機関等情報支援システム)を活用した情報共有

高齢者施設等
への対応

- ・感染発生時の高齢・障害者施設に対する支援及び陽性者が発生した場合の周囲の者への検査
- ・発生施設支援チームの派遣

その他

- ・ゲノムサーベイランス(新たな変異株の監視)の継続

5類感染症への位置づけ変更後の相談・受診体制

相談体制

位置づけ変更後も、コロナに関する相談窓口
(健康相談(ワクチン・後遺症含む)等)を当面設置

5つあるコロナ関係相談窓口を一本化

受診・ワクチン
相談センター

生活相談
センター

健康フォロー
アップセンター

夜間
コールセンター

コロナ後遺症
相談センター

コロナ総合相談コールセンター(仮称)

- ①発熱等の症状に関する健康相談(受診先の案内など)
 - ②コロナのワクチン接種に関する相談(副反応など)
 - ③コロナの後遺症に関する相談(受診先の案内など)
- 等

①

夜中に
急に熱が...

②

これはワクチン
の副反応?

③

解熱後も息切
れが続いて...

<不安時等の相談>

①

少し息苦しくなってきた
不安...

受診体制

位置づけ変更後も、発熱患者等を診る医療機関を拡充し、
外来対応医療機関を県HPで公表する

外来対応医療機関

現在の診療・検査医療機関以外にも
発熱患者等を診る医療機関を**拡充**

受診可能な医療機関について、引き続き県HPにて公表

医師による診断等

自宅での療養

要入院

診療所・病院間の連携等

県民が必要な医療を適切に受けられるよう
関係機関が連携を図りながら対応

入院

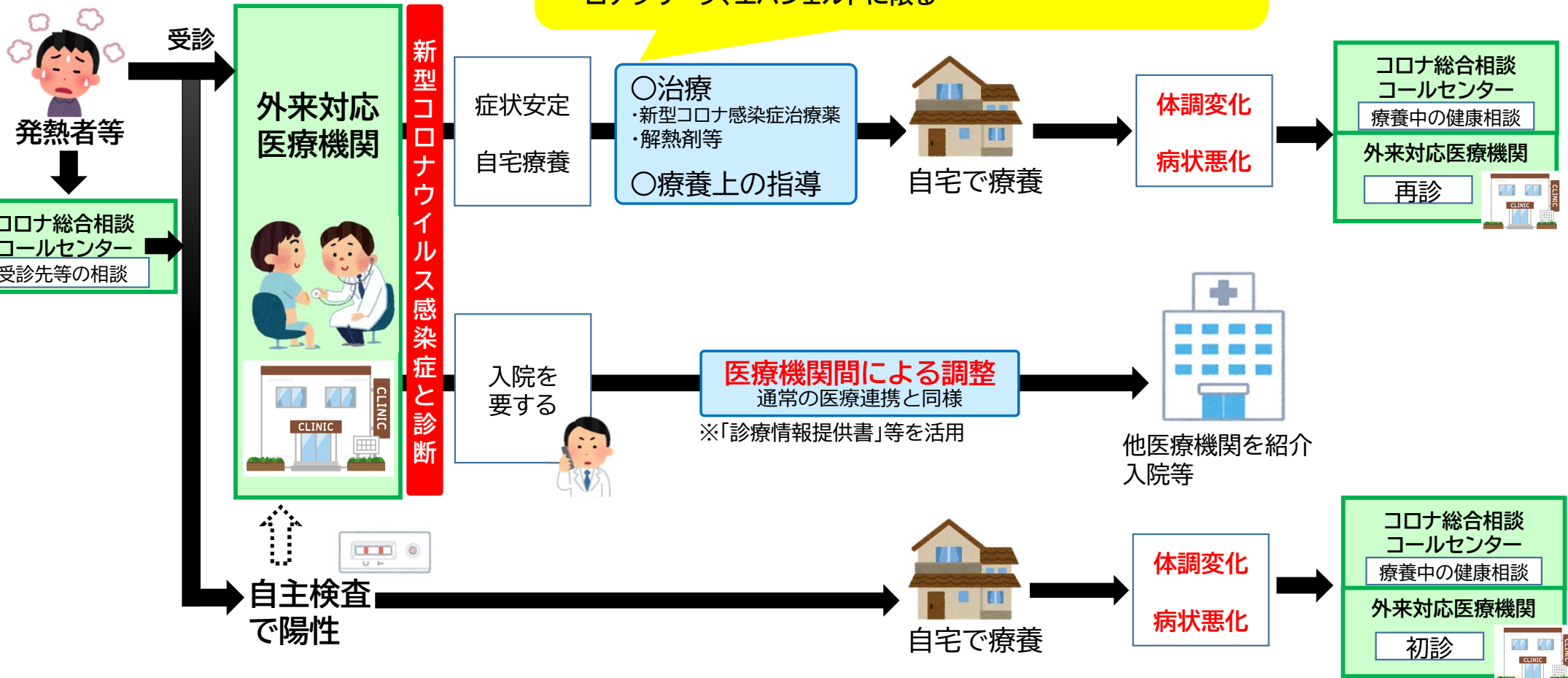


外来対応医療機関における対応の流れ

新型コロナウイルス感染症と診断したとき

令和5年5月8日から

新型コロナウイルス感染症治療薬(一部)の薬剤費のみ公費支援があります。
→ ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、
ロナプリーブ、エバシールドに限る



※自主検査で陽性が確認された方から受診等の相談があった場合は、**症状に応じた対応**をしていただくとともに、**周囲の方に感染を広げないための配慮**についてお伝えいただきますようお願いいたします。

位置づけ変更に伴うポイント(新型コロナウイルス感染症と診断したとき)

	現状(~5/7)	位置づけ変更後(5/8~)
発生届 日次報告	感染者を診断した医師は、管轄の保健所長を經由して都道府県知事への全数届出が義務付けられている	不 要 ※定点サーベイランスの実施
療養期間(外出自粛の期間)	①有症状:発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除 ②無症状:陽性と判定された検査の検体採取日から7日間経過した場合に8日目から解除	法律に基づく外出自粛は求められない 【外出の判断に当たっての参考情報】 ・発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨 ・発症後10日間が経過するまでは、マスク着用のほかハイリスク者との接触は控える等、周りの方への配慮を推奨
濃厚接触者	感染者の同居者等	「濃厚接触者」として特定されることはなくなり、法律に基づく外出自粛の協力依頼もなくなる (感染者の同居家族が外出する場合、特に感染者の発症後5日間は自身の体調に注意するほか、7日目まではマスク着用のほかハイリスク者との接触は控える等、周りの方への配慮を推奨)
自主検査の実施	重症化リスクの低い方等が実施 →とちぎ健康フォローアップセンター陽性登録の案内	体調に異変を感じたときに実施を検討 (重症化リスク、症状の重症度、患者の希望等に応じて医療機関を受診)

※本スライドについては、随時項目を追加します。